

佐用豪雨

避難勧告遅れ町を提訴

遺族ら9人「基準見直すべきにかけに」

死者18人、行方不明者2人を出した昨年8月の兵庫県佐用町の豪雨被害で、避難中に渦流にのまれた住民の遺族ら9人が10日、亡くなつたのは避難勧告の遅れが原因として、同町を相手取つて約3億1000万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。弁護団によると、豪雨

時¹の避難勧告発令を巡つて自治体の責任を問う訴訟は全国で初めてで、竹嶋健治弁護士は「各自治体が発令基準を見直すべきにかけにれば」としている。

原告は、孫と長男の嫁を亡くし、別の孫が行方不明になつたのは避難勧告の遅れが原因として、同町を相手取つて約3億1000万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。弁護団によると、豪雨

訴状によると、町は2007年、災害対策基本法に基づく町地域防災計画で、避難勧告の発令基準を定めたが、昨年8月9日午後7時58分頃、佐用川が避難判

断水位の3倍に達しながら

発令しなかつた。道路が冠

水して危険な状態となつた

同8時30分以降も住宅2階

への避難を防災無線で促さ

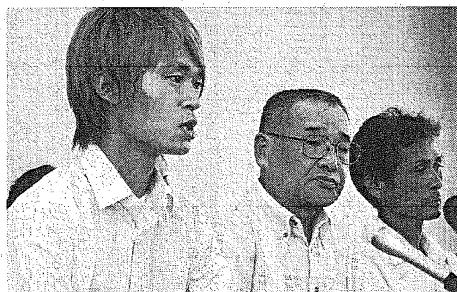
ず、同9時20分に戸外への避難を前提にした勧告を出したため、避難中に渦流にのまれるなどして4人が亡くなり、1人が行方不明に

なつたとしている。

原告6人はこの日午後、同県姫路市で記者会見。小林さんは、「町が避難勧告の遅れた原因を明らかにしなかつた」と提訴の理由を語り、「判断が遅れ、多くの人が亡くなつたと思うと怒りがこみ上げる」と声を絞り出した。

井上さんは「お母さんと妹の死を無駄にしたくない。ここまで終わりたくない」と述べた。

庵造典章町長は「訴状が届いておりませんので、訴状を見た上で、真摯に対応いたします」とのコメントを出した。



提訴への思いを話す遺族ら
(10日午後、兵庫県姫路市で)

水、屋外での移動が危険な状態となっていたとして「速やかに避難勧告を発令していれば、20人の死者・行方不明者が出ることはなかつた」と主張している。

原告の1人で、亡くなつた井土さゆりさん(当時47歳)は、「町の避難勧告が遅れが被害拡大を招いた」などとして、町に計約3億1000万円を求める損害賠償請求訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。

佐用豪雨 遺族が町提訴

【避難勧告遅すぎ】損賠求め

兵庫県佐用町で昨年8月に18人が死亡し、20人が行方不明になつた豪雨被害で、町の避難勧告の遅れが被害を拡大させたとして、死者・行方不明者5人の遺族が10日、町に計約3億円の損害賠償を求め訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。

訴えたのは、死亡した小林佐登美さん(当時40)と彩乃さん(当時16)の親子4人。原告側弁護団によると、水害をめぐつて避難勧告の是非を争う訴訟は極めて異例。

訴状によると、昨年

8月9日午後8時ごろ、町を流れる佐用川の水位が避難勧告の基準となる3㍍に達したが、町が避難勧告を出したのは午後9時20分ごろだった。この時点では冠水警報が発せられ、町内を走る道路は冠水した。

兵庫県佐用町で昨年8月に18人が死亡し、20人が行方不明になつた豪雨被害で、町の避難勧告の遅れが被害を拡大させたとして、死者・行方不明者5人の遺族が10日、町に計約3億円の損害賠償を求め訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。

弁護団の記者会見に同席し、「母と妹がなぜ死ななければいけなかつたのかはつきりさせたい」と話した。

庵道典章佐用町長は「訴状を見た上で真摯（しんし）に対応します」とのコメントを出した。

平成22年8月11日
京都新聞(朝刊)

佐用水害 遺族9人、町提訴

昨年8月9日に兵庫

県佐用町を襲った台風9号水害の一部遺族が10日、「町の避難勧告の遅れが被害拡大を招いた」などとして、町に計約3億1000万円を求める損害賠償請求訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。

原告は、町内で死亡した18人と行方不明者10人。庵道典章町長は訴状を見た上で真摯に対応するとのコメントを出した。【山川淳平】

佐用豪雨 遺族が町提訴

兵庫県佐用町で昨年8月、18人が死亡し、2人が行方不明になつた豪雨災害をめぐり、遺族9人が10日、国家賠償法に基づき同町に犠牲者5人の慰謝料などを計約3億1千万円の慰支払いを求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。

訴えたのは、死亡した小林佐登美さん(当時40)と彩乃さん(当時16)の親子4人。原告側弁護団によると、水害をめぐつて避難勧告の是非を争う訴訟は極めて異例。

平成22年8月11日
朝日新聞(朝刊)

平成22年8月11日
毎日新聞(朝刊)